

# 公益社団法人 日本書作家協会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本書作家協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を東京都中央区におく。

(支部)

第3条 この法人は、理事会の議決を経て必要の地に支部を置くことができる。

## 第2章 目的および事業

(目的)

第4条 この法人は、書道各派を超えた純正な立場から書道研鑽の場を広め、高度の書道教師の育成と書道の普及を図りもって我が国の文化及び芸術の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 講習会及び展覧会等の事業
  - 二 書道の通信教育の実施普及等の研鑽事業
  - 三 師範認定試験の実施等の育成事業
  - 四 その他目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は日本全国及び海外において行うものとする。

## 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとする。

- 一 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
  - 二 賛助会員 この法人の事業を援助する個人又は団体
  - 三 名誉会員 この法人に特に功労のあった者で総会の議決をもって推薦された者
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団法人・財団法人法」という)上の社員とする。

(入会)

第7条 会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書を会長に提出し、申込みのものとする。但し、名誉会員に推薦された者は、入会手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

2 団体である会員は、その代表者1名を定めて会長に届け出ねばなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 この法人の正会員及び賛助会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納めなければならない。

2 名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。

3 既納の入会金及び会費は、いかなる事由があっても返還しない。

4第1項の入会金及び会費のうち、必要な範囲で管理費用のために2分の1以上は公益目的事業のために充当するものとする。

(会員の特典)

第9条 会員は、この法人の主催する講習会等に出席し、この法人が発行する機関誌及び図書等について別に定める特典を受けることができる。

(資格の喪失)

第10条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- 一 退会届を提出したとき
- 二 会費を2年以上滞納したとき
- 三 被後見人若しくは被保佐人又は破産の宣告を受けたとき
- 四 死亡し、もしくは失踪宣言を受け、又は会員である法人その他の団体が解散したとき
- 五 除名されたとき
- 六 総正会員の同意があったとき

(退会)

第11条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出して任意に退会することができる。

(除名)

第12条 会員がこの法人の名誉を傷つけたとき、この法人の目的に違反する行為があったとき、または法令に違反、その他正当な事由があるときは総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決を経てこれを除名することができる。

## 第4章 総会

(総会の構成及び招集)

第13条 総会はすべての正会員をもって構成し、総会をもって一般社団法人・財団法人法上の社員総会とする。定時総会は毎年度終了後3ヶ月以内に、臨時総会は理事会の開催決議がなされたとき会長が招集する。

(総会の議長)

第14条 定時総会の議長は、会長とする。

(総会の議決事項)

第15条 総会は、次の事項を議決する。

- 一 会員の除名
- 二 役員を選任又は解任
- 三 役員報酬等の額及びその支給の基準にかかる規程
- 四 定款の変更
- 五 解散又は残余財産の処分
- 六 事業報告及び損益決算の承認
- 七 財産目録及び貸借対照表の承認
- 八 その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(総会の定足数等)

第16条 総会における議決権は、正会員である一個人、一団体につき一個とする。総会は議決権の過半数を有する正会員が出席しなければその議事を開き議決することができない。但し、当該議事につき書面をもって予め意思を表示した者及び他の会員を代理人として表決を委任した者は出席者とみなす。

2 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

(会員への通知)

第17条 総会の議事の要領および議決した事項は、正会員に通知する。

(議事録)

第18条 総会の議事について議事録を作成し、主たる事務所に、これを10年間保存する。議長及び出席した理事のうち2名が議事録に署名押印する。

## 第5章 役員及び職員

(役員等)

第19条 この法人には、次の役員をおく。

一 理事 8名以上15名以内(うち、会長 1名、副会長1名、常務理事3名以上5名以内)

二 監事 1名又は2名

2 前項の会長をもって一般社団法人・財団法人法上の代表理事とし、副会長を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事および監事は、総会でこれを選任し、理事は、理事会の決議をもって会長、副会長、並びに常務理事を選定する。

(理事の職務)

第21条 会長はこの法人の業務を総理し、この法人を代表する。

2業務執行理事は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、また会長が欠けたときは、業務執行に係る職務を代行する。

3会長及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第22条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号及び法令に規定する業務を行う。

一 法人の財産の状況を監査すること

二 理事の業務執行の状況を監査すること

三 財産の状況又は業務の執行について

不正の事実を発見したときもしくはその恐れがあると認められるときは、これを理事会及び総会に報告すること。

(役員任期)

第23条 この法人の役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は第19条に定める定数に足りなくなるときは、その任期満了後でも新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利、義務を有する。

#### (役員の解任)

第24条 役員が次の各号の1に該当するときは、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- 一 心身の故障のため職務の執行に耐えないと認められるとき
- 二 職務上の義務違反又は職務を怠惰したとき、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められたとき

#### (役員の報酬)

第25条 役員は有給とすることができる。

2 役員の報酬は、総会において定める総額の範囲内で、別に定める報酬等及び費用に関する規程に従った額を報酬等として支給することができる。

3 役員にはその職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

#### (名誉会長及び相談役)

第26条 この法人に名誉会長及び相談役(1名以上3名以内)を置くことができる。

2 名誉会長及び相談役は、学識経験者のうちから、理事会において任期を定め、たうえで選任する。

3 名誉会長及び相談役は、報酬及びその職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

4 名誉会長及び相談役は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。

#### (職員)

第27条 この法人の事務を処理するため必要な職員を置く。

2 職員は会長が任免する。但し、重要な職員の任免は理事会の承認を受けることとする。

3 職員は有給とする。

## 第6章 理事会

#### (理事会の構成及び招集)

第28条 この法人に理事会を置く。理事会は、すべての理事をもって構成する。通常理事会は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上会長が招集する。但し、会長が必要と認めるとき、又は会長以外の理事による、理事会の目的である事項を示して理事会の招集の請求があつた日から5日以内に、その、請求があつた日から14日以内とする、臨時理事会を招集しなければならない。

2 理事会の議長は会長とする。

#### (理事会の定足数等)

第29条 理事会は、理事の過半数が出席しなければ議事を開き議決することができない。

2 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

3 前項にかかわらず、この法人は、一般社団法人・財団法人法第96条の要件を満たしたときは理事会の決議があつたものとみなす。

## 第7章 資産及び会計

### (資産の種別)

第30条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- 一 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- 二 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

### (資産の管理)

第31条 この法人の資産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により会長が保管する。

### (基本財産の処分の制限)

第32条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。但し、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の議決に加わることができる理事の3分の2以上の議決を経て、これらの処分等を行うことができる。

### (事業計画および収支予算)

第33条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算及び資金調達及び設備投資の見込みは、会長が毎事業年度の開始前までに編成し毎事業年度開始前までに理事会の議決を経て行政庁に提出するものとする。

事業計画及び収支予算等を変更しようとする場合も同様とする。

### (事業報告及び収支決算)

第34条 この法人の事業報告及び計算書類並びにこれらの付属明細書、財産目録は会員の異動状況書とともに会長が作成し毎事業年度の経過後3ヶ月以内に監事の意見書をつけ理事会及び定時総会の承認を受け行政庁に提出しなければならない。

2定時総会の終結後直ちに貸借対照表を公告するものとする。

### (長期借入金)

第35条 この法人が借入金をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において議決に加わることのできる理事の3分の2以上の承認を受けなければならない

### (事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第8章 定款の変更および解散

### (定款の変更)

第37条 この定款は、総会において、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の承認を受けなければ変更することはできない。

### (解散)

第38条 この法人は一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第39条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合、(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く)において公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1ヶ月以内に総会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは一般社団法人・財団法人法に掲げる法人又は国、若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国、若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は主たる事務所の公衆の見やすい場所にて行う。  
2この法人の貸借対照表の公告は前項にかかわらず定時総会毎にその終結の日後5年を経過する日までの間、継続してインターネットに接続した自動公衆送信装置を使用する方法による。

## 第10章 補則

(備付け帳簿及び書類)

第42条 この法人の主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- 一 定款
  - 二 役員及び正会員の名簿
  - 三 理事及び監事の名簿
  - 四 認定、認可、認可等及び登記に関する書類
  - 五 定款に定める機関(理事会及び社員総会)の議事に関する書類
  - 六 財産目録
  - 七 役員の報酬等の規程
  - 八 事業計画書及び収支予算書
  - 九 事業報告書及び計算書類等
  - 十 監査報告書
  - 十一 その他法令で定める書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるものとする。

(細則)

第43条 この定款施行についての細則は、理事会及び総会の議決を経て、別に定める。

## 附則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3. この法人の最初の会長は木村壽子とし、副会長を秋山俊宣とする。